

令和 8 年

第 1 0 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 8 月 7 日

前橋市農業委員会

- ・開会日時 令和8年8月7日 午後2時15分
- ・閉会日時 令和8年8月7日 午後3時20分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（22名）

1番 澁澤 聖一	2番 伊能 良雄	3番 井田 健	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 松田 智之	7番 栗原 博	8番 狩野 富一
9番 小林 要	11番 町田 祐介	12番 猪岡 正一	13番 坂爪 久純
14番 今井 浩一	15番 小林 市男	16番 石井 希和	17番 下田 ひろみ
18番 鎌塚 智子	19番 松村 秀憲	21番 前原 勝也	22番 後閑 希代一
23番 加藤 充	24番 西嶋 友理		

・欠席委員（2名）

10番 石井 真帆美 20番 山田 高則

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 係長 山田 正史 副主幹 齋藤 裕之
副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也 主事 高橋 翼

・付議事件

- 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第37号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- 議案第38号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

事務局長

それでは、これより令和8年第10回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、10番 石井 真帆美委員、20番 山田 高則委員の2名であります。従いまして在任委員24名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。

なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事を、ご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、令和8年 第10回 農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市 農業委員会 総会 会議規則 第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。4番 平野 豊一委員、5番 阿久津 昌枝 委員をお願いいたします。

議事に入る前に、総会の運営について確認をいたします。

総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。本会議は公開となっておりますので、発言につきましては、個人情報、個人名や個人が特定できる内容に触れることのないようお願いします。

審議内容が複雑になって整理が必要な場合などは、暫時休憩し、協議を行いたいと思います。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、通話による会議の中断とならないようお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意いただき、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から19番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹
議 長

◇(説明)

なお、整理番号9番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(3番委員)

調査班長からご報告申し上げます。3条 整理番号 9番 売買 規模拡大。現地・面接調査資料1ページから15ページをご覧ください。現地案内図は13ページと14ページになります。面接には、受人が外国旅行中とのことで申請代理人が1人で来られました。申請地は、下大屋町内の農振農用地区域内にある農地です。

申請理由は、現在、鶏糞堆肥有機肥料を使用して麦、米作りを行っているが、申請により農業経営の規模を拡大したい、とのことです。申請に至った経緯ですが、受人は、高校を卒業後の去年から就農し、約70アールの農地を所有するだけでなく、親族の経営する農業法人での作業も行っています。この農業法人は、市内各所に農地を所有又は借地し、大規模に農業経営を行っています。拠点である芳賀地区から近く、一団となったまとまった農地であり、作業に必要な機械は、親族又は法人の所有する機械を借用し、効率的な作業が期待できるこの場所を選定した、とのことであります。なお、農作業に必要な労力は、父母、祖父祖母、兄、姉や法人従業員で行い、出荷先については、JAや直売所を考えている、とのことでした。さらに今後も規模を拡大し、認定農業者の認定も受けたいとのことでした。

調査班といたしましては、現に農地を所有し、農作業を行っていること、将来的に規模を拡大する意向や、認定農業者となる意欲があることを考慮し、許可相当と判断いたしました。

議 長	以上で事務局及び調査班長の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
4 番委員 田部井副主幹	整理番号 1 8 番通作距離について。遠いのではないかと。 前橋市内なので、特に問題ないと思います。
4 番委員 田部井副主幹	農業用の機械については、上泉町にありますか。 農業用の機械は、総社町にあるとのこととです。
4 番委員 田部井副主幹	作付作物は何ですか。 菜の花、ナス、キュウリ等栽培予定とのこととです。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 1 9 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 1 9 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 3 7 号 農地一時転用許可期限延長願 第 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇ (説 明)
	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 3 7 号 農地一時転用許可期限延長願 第 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第 3 8 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇ (説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 3 8 号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第 3 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高橋主事	◇ (説 明)
議 長	なお、整理番号 5 番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (3 番委員)	4 条、整理番号 5 番 営農型太陽光発電施設 一時転用 更新 当初許可を令和 2 年に受け、2 回目の更新申請です。現地・面接調査資料 1 6 ページから 4 3 ページをご覧ください。現地・面接資料 1 6 ページから 4 3 ページをご覧ください。現地案内図は 4 2 ページになります。本件は現地調査だけを行い、面接は行いませんでした。 申請地は、主要地方道前橋大間々桐生線の「粕川町込皆戸」信号から、南約 1 k m に位置する

農振農用地区域内農地です。現地は、太陽光パネルの下や道路に「ふき」が栽培され、手入れのために除草作業を行っていることが確認できました。また、現地・面接調査資料40ページから41ページには、販売をしていることも確認できる資料が添付されていることから、調査班といましては、許可相当と判断しました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

9 番委員 面接をしなかった理由について教えてください。
高橋主事 今回3回目の更新で、営農状況もよく、前回も呼んでおりませんでした。
9 番委員 前回呼ばなかった理由については。
高橋主事 営農状況がよく、現地面接調査の前段で申請者様とやりとりをするのですが、こちらが申し向けたものに対して、一つ一つ対応してくださるので、今回も面接する必要があると判断いたしました。

9 番委員 以後もきちんと申請をしている方については面接をしないという例ができるのでしょうか。
高橋主事 営農型太陽光発電は絶対に現地面接調査をしなければいけないというわけではありません。
9 番委員 前回の時に望月係長が営農型は必ず面接調査をするとおっしゃっていましたが。
局 長 他にもこの方は東片貝町にも持っていらっしやいまして、営農状況は良好で、現地確認だけをして、面接調査はしてなかった状況です。他の方の営農型、現地調査を事前に行って、営農状況に問題がなければ面接に呼んでいない事案もありました。基本的に営農状況に問題がなければ原則面接は必要ないと考えております。

9 番委員 わかりました。ありがとうございました。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から30番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

齋藤副主幹 ◇(説 明)

議 長 なお、整理番号9番、19番から22番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長 整理番号9番 売買 露天駐車場 現地・面接調査資料44ページから52ページをご覧ください。現地案内図は49ページになります。面接には受人の代表の方が急用のため、申請代理人の方が一人で来られました。申請地は、市立原小学校から東約700mに位置し、はらがみ自治会館周囲に位置する、10ha以上の農地が広がる第一種農地です。例外規定の「集落接続」に該当します。申請事由としましては、自治会館の南に駐車場はあるものの、大きな会議や総会の時には手狭なため、駐車スペース不足を改善するべく申請いたします。とのことです。

申請に至った経緯として、受人である自治会は、現在300戸あるが、毎年10戸程度増加する状態にあるとのことです。

自治会の活動として、総会、体育会、こども育成会、文化祭等の行事や、町社協の活動場所の中心として自治会館を利用しているそうです。しかし、自治会館の敷地内には、詰め込み駐車をして21台分の駐車スペースしか確保できないため、現在は止む無く路上駐車もしている状況だそうです。

自治会としても、路上駐車をすると自動車のすれ違いも困難な道路幅であり、事故の危険性の排除、自治会館の利用者の利便性の向上のため、令和6年度の総会で委員会を立ち上げ、駐車場用地や資金の確保を決議し、今回の申請に至った、とのこと。駐車場は砂利敷とし、雨水は自然浸透で考えているとのこと。また、周囲のフェンスや外部照明は予算不足のため、安全対策として道路面に設置しますが、他の個所への設置は現在考えていないとのことでした。また、今後の駐車場管理は、自治会長を中心に班長等で行う予定だそうです。

調査班といたしましては、周辺農地への被害防除が考慮され、近隣道路の交通安全、円滑な自治活動への期待から、許可相当と判断いたしました。

続きまして、5条 整理番号19番、20番 建売分譲住宅用地 現地面接調査資料53ページから67ページをご覧ください。現地案内図は57ページ、64ページになります。面接には19番の社員と19番、20番の申請代理人の方が2人来られました。

申請地は、上毛電鉄「大胡駅」の南西約1kmに位置し、北側・東側は道路と農地、南側は大正用水、西側は道路に囲まれた10ha以上の農地が広がる第一種農地です。例外規定の「集落接続」に該当します。

申請事由として当社は市街地を中心に土地分譲や仲介を行っています。以前より、建売分譲に挑戦したいと思っていました。資金面も可能な状態となり、渡人に土地の売買を要望したところ、快諾をいただいたので、申請を行います。とのこと。

19番の会社と20番の会社はグループ会社であり、19番の会社は建売分譲を行うことは今回が初めてだそうです。また20番の会社は建物が無い土地分譲がメインだそうです。19番の会社は従業員2名、年間売上1億円、20番の会社は従業員7名、年間売上高2～3億円、販売区画数約20区画、50から100区画の在庫区画があるそうです。

今回の申請地の北側でも同様の事業を行い、1棟当たり2,000万円から2,700万円で販売したところ、好評であったため、今回の申請となったとのこと。今回の申請では、販売区画数9区画の計画であり、申請地の西と南は擁壁を設置し、東側は擁壁と法面には防草シートを設置し、土砂の流出防止をし、最大約90cmの盛土を行う土地の造成工事は自社で行い、建物の建設工事は建設の専門業者に依頼する予定であるが契約はまだ行っていない、とのこと。今後の計画として、9月に造成工事を開始、11月に建物の建設工事着手、令和9年1月から2月ごろ販売開始。道路は位置指定道路として築造し、市に排水経路の構造物を含めて寄付する予定、とのことでした。なお、隣接地や道路協会等の確認は済んでいるとのことでした。

調査班といたしましては、周辺の内への被害防除が考慮され、関係先との調整もされており、許可相当と判断しました。

続きまして、5条 整理番号21番 店舗、22番 露天駐車場。現地・面接調査資料68ページからをご覧ください。現地案内図は71、76ページになります。面接には、受人と申請代理人の方2名が来られました。申請地は「道の駅まえばしあかぎ」のすぐ北側に位置し、南側は道路と農地、西側は水路、北側と東側が道路に囲まれた小集団の内の辺縁部に位置する、第2種農地です。申請理由といたしましては、飲食店という新規事業展開のため、自宅近くに土地を探していたところ、適地が見つかり、申請いたします、とのことであります。

申請に至った経緯としましては、以前から飲食店を妻と行いたかったこと、妻が飲食関係の資格をもっていること、適地が見つかったためとのことであります。店のコンセプトとしては、ドックランを併設した手軽に立ち寄れ、地元で収穫された野菜を使ったワンプレーと料理を提供したい、とのことであります。

建物は115.93㎡のうち、約70㎡強を店舗とし、インテリア関係の仕事を現在行っていることから、お客様に心地よい空間を提供したい、また、飲食店勤務経験のある受人の妻を中心として、パートやアルバイト合計5名程度で朝10時から夜10時までの営業を行い、月間売り

上げ350万円を見込んで、とのことでした。

造成工事は、現在地目は田であります、耕作放棄地化し、雑草が生い茂り、土地も水平でないため、敷地内での土の移動により行いたい。他法令による制限のため、整理番号21番 店舗、22番 露天駐車場15台分の土地は一体利用ができないので、土地の境界に高さ1.2m程度の出入り口を設け、両者の区画とする。フェンスには管理用として幅1.2m程度の出入り口を設ける。雨水は自然浸透方式とし、敷地外への排水は考えていない。とのことでありました。ドックランは当面小型犬中心で行い、芝貼り、周囲にフェンスの設置を考えているとのことでした。今後、必要となる手続きについては、現在進めているが、開業までには済ませたい。外部照明の設置は考えていない、ドックランの営業は日没までするとのことでした。

調査班としましては、周辺農地への被害防除が考慮され、事業の確実性も伺えることから、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から30番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、23ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|---------------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 2件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 18件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 45件 |
| （4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 6件 |

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。